小笠原諸島振興開発計画の概要

計画の基本的事項【第１章】

［策定意義］ 今後の小笠原諸島の振興開発の基本的方針と施策の方向を明確化し、振興開発事業を積極的に推進
［位置付け］ 小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、都が定める法定計画
［計画期間］ 令和元年度～令和５年度までの５年間

計画のポイント

○ 引き続き、生活環境・産業基盤等の整備を確実に実施
○ おがさわら丸のドック期間中の代替船について、確保に向けた支援を実施
○ 実現可能な航空路案のとりまとめに向け、課題の整理、検討を推進
○ 老朽化した小笠原住宅、保育施設・村民会館、小・中学校の建替え等を計画的に推進
○ 母島においてゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組を実施

振興開発の成果と課題【第２章】

これまでの成果

○ おがさわら丸、ははじま丸の新船建造
（平成 28 年 7 月から就航）
○ 生活・交通・産業基盤の整備は相応の成果

今後の課題

○ 産業
・本土からの遠隔性等により、産業発展にとって不利
○ 自然環境
・外来種の侵入などが希少な自然環境に影響
○ 交通アクセス
・片道所要約 24 時間、約６日に１便の航路に限定
・航空路開設に関し、課題の整理・検討が必要
○ 生活環境
・保健・医療・福祉の充実
・施設の老朽化、ライフライン安定維持、防災対策

基本的方針【第３章】

基本的方針

特措法に基づき、国から示された小笠原諸島振興開発基本方針における施策の方向の下、振興開発事業を進め、住民生活の安定・福祉の向上、定住の促進を図り、自立的発展を目指す。

施策の方向

○ 生活環境の整備・産業の振興による定住の促進
○ 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保
○ 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

分野別振興開発事業計画【第４章】

1 土地の利用

・地籍調査の推進等による土地の有効活用、土地利用等に関する検討

2 道路や港湾等の交通施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化

・おがさわら丸のドック期間中の代替船確保に向けた支援を実施。併せて、ははじま丸のドック期間中の代替船老朽化への対策を検討
・航空路の開設については、必要な調査を引き続き実施するとともに、関係者と議論を深め、実現可能な航空路案の取りまとめに向け、課題の整理、検討を推進
・道路の継続的な改良・整備により安全性・快適性等を向上

3 農林水産業、商工業等の産業の振興開発

・生産基盤の整備や技術の改善・普及等により農水産業を振興
・他産業との連携による小笠原ブランドの定着・普及

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発

・生産基盤の整備や研修施設等の活用により、新規就業者を確保・育成

5 住宅、生活環境の整備

・住宅政策を検討し、老朽化した小笠原住宅の建替えを計画的に推進
・老朽化した浄水場の建替え(母島)、渇水対策として第２原水調整池の整備(父島)
・資源化中継施設の整備によるごみの一層の減量化・リサイクルの徹底の推進

6 保健衛生の向上

・医療・福祉との連携体制の強化・充実、健康診査等の継続的な受診機会の確保

7 医療の確保

・画像電送システムの更新により、へき地での診療活動を一層充実

8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

・保健・医療との連携体制の強化・充実
・老朽化した保育施設・村民会館の建替えを実施（母島）

9 自然環境の保全・再生、公害の防止

・固有動植物の保全や植生回復等への取組、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業の実施
・関係機関等と連携して外来種対策等を実施

10 再生可能エネルギー源の利用

・太陽光発電等の積極的活用
・ゼロエミッションアイランドの取組の一環として、母島において実証事業に向けた調査を実施

11 防災、国土保全に係る施設の整備

・避難支援体制の強化、防災教育等による地域防災力の向上
・砂防、地すべり対策等の防災・国土保全施設を引き続き整備

12 教育・文化の振興

・老朽化した小・中学校施設の建替えを実施（父島）
・都立小笠原高校における一層の教職員の体制整備
・民族文化等の研究拠点としての活用とその成果の発信を検討

13 観光の開発

・関係機関と連携し、小笠原諸島の魅力を継続的に発信
・観光施設整備事業を継続的に支援
・産業振興促進計画認定制度の活用を検討

14 国内・国外の地域との交流の促進

・教育旅行等の更なる誘致
・友好市町村との交流、新たな交流プログラムの開発検討

15 振興開発に寄与する人材の確保・育成

・地元への愛着と創意工夫により地域づくりを担う人材を育成

16 関係者間における連携・協力の確保

・多様な主体が連携・協力し、それぞれの特性や役割を生かした主体的な取組を推進

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

・高齢化した帰島を希望する旧島民の受入れに対応し、高齢者の状況に配慮した環境を整備
・硫黄島・北硫黄島においては定住が困難なため、父島・母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施